

## 櫻園通信 47. 平成 30 年 2 月

東京都健康長寿医療センター  
養育院・渋沢記念コーナー  
連絡先: 老年学情報センター

# 養育院の原資・松平定信の七分積金について

稲松孝思(顧問医)

## 松平定信(白河楽翁 1759\* - 1829) について

父は御三卿田安宗武。徳川吉宗の孫。安永3(1774)年陸奥国白河藩主松平定邦の養子となる。兄が亡くなり、絶家の危機の田安家への復帰は実現しなかった。養子に出し、復帰を妨げたのは、田沼意次の策略といわれる。

天明3(1783)年白河藩主となり、天明飢饉に餓死者を出さず名君と讃えられた。

天明6年將軍徳川家治が亡くなり、一橋家の15歳の家斉が將軍となった。定信が田安家にいれば將軍になった可能性は十分にあり、將軍になり損ねたといえる。

天明7年江戸の大規模な打ちこわしを引き金に田沼派が失脚すると、老中に就任し、翌年、幼い家斉將軍を補佐し幕府の全権を掌握、寛政の改革を推進した。

大飢饉、百姓一揆・打ちこわしの激化、農村荒廃、幕府の財政危機、ロシアの接近など内外の深刻な危機打開のため、自分と妻子の命を賭けるとの決意を込めて難局に当たった(吉祥院歡喜天請願書)。

## 寛政の改革について

荒廃農村の再建、飢饉対策の米備蓄、七分金積立と町会所設立、人足寄場設置などの社会政策を採用した。

棄捐令により、困窮した旗本、御家人を救済。また、朱子学を正学とする寛政異学の禁を出し、湯島の聖堂を幕府の学問所として整備拡充し幕臣教育に当たらせ、医学館、和学講談所の整備など文教を重視。大政委任論を表明し、朝廷との関係を明確にして、京都御所再建では朝廷側の復古的造営要求にこたえて幕府権威の強化をはかる一方、尊号事件では天皇の要求を拒否して公家を処罰した。

ロシア使節ラクスマンの通商要求に、鎖国は祖法であると表明し、江戸湾防備計画を自ら視察して立

案。また北方防備のため北国郡代の新設など国防体制を模索。財政節減のため朝鮮通信使の延期・対馬聘礼も決定した。その政策には当初強い支持が集まったが、大奥などから次第に反発も強まり、しかも將軍家斉が成人し補佐役定信とじっくり行かなくなり、寛政5(1793)年辞職した。

老中失脚後の定信は、白河藩の藩政に専念する。幕政は定信の意を組んだ老中が運営、幕末まで影響力を残した。隠居後白河楽翁を名乗り、江戸に住んだが、浴恩園(現築地市場)を中心に文化活動に励み、多数の著書を残している。この間の文政6(1823)年、松平藩は白河から桑名に転封となり、幕末に至った。

## 七分積金一町会所制度について

七分積金一町会所制度の成立、運用については、安達憲忠、川崎房五郎らの文献に詳しい。要するに天明の飢饉後の政情、米価の不安定に対し、寛政2(1790)年に老中松平定信により構想が打ち出され、寛政4(1792)年に町会所の粉倉の運用が始められた制度である。すなわち、自治、祭礼など町方の行事のために家持町人から徴収されていた町入用を節約させ、その7割に、幕府資金2万両を加え、粉の備蓄を行い、飢饉、災害時に困窮者の救済に備えたものである。その徴収と運用は、町の用達商人の自治組織である町会所で行い、幕府の町方勘定は立ち会うのみであった。幕末までに、向柳原、筋違い大橋内、深川大橋内、小菅村などに合わせて43棟の粉倉を運用し、また、土地を担保にした富商の金融資金として利用された。救済的土木事業なども行い、福祉的な制度としてはそれまでの世界に類をみないものであり、今日の福祉事業の魁(さきがけ)を成すものである。この制度は、明治三年まで引き続き、困窮者救済基金として莫大な額となっていた。

## 七分積金蓄積財産の明治政府への移管

大政奉還、鳥羽伏見戦争などの激しい政局の中で、江戸幕府は幕を下ろすことになるが、この局面で收拾にあたったのが、隠居して一翁を名乗っていた大久保忠寛である。左遷の身から、鳥羽伏見戦争後の事態收拾のため、徳川慶喜に会計総裁、若年寄（この時期老中は空席で実質的に事務を総攬する立場）に任じられ、勝海舟の背後にあって、江戸開城の実務を果たすことになる。いわゆる江戸無血開城時、田安家の徳川慶頼、若年寄の大久保一翁、陸軍総裁勝海舟は、大総督府に江戸の治安、静寛院（和宮）の安全確保を託され、上野戦争開戦まで、江戸の治安維持の責任も持つことになる。また、いわゆる無

血開城時、徳川幕府の事務の代表として、幕府権力・財産、の大総督府への移管を果たすのである。また、上記の七分積金は、もともと町人のものであり、制度は従来通り運用することになった。

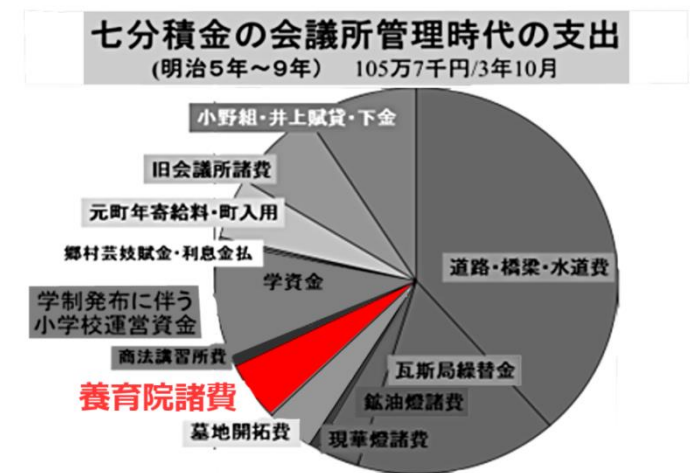
明治元（1867）年5月、鎮台府官吏の立会いで点検された、七分積金で蓄積された金穀は以下のとおりである。玄米296余石、白米193余石、粃320,710石余、現金31,195両余、貸付滞金207,675両余、別段貸付金25,000両、附屬地100箇所余。上地1,705箇所（その後担保として得た土地は地租改正で名義獲得）。

江戸幕府からこれらの財産・制度がそっくり明治政府に引き継がれたのである。

## 明治維新後の七分積金（共有金）の利用

昭和30年代に川崎房五郎氏の手になる『七分積金始末』と題されたガリ版刷りの古い史料がある。後に、東京都から出版された東京都市紀要『七分積金』のもとになるものである。この本に七分積金の収支がくわしく記載されている。

幕末までに莫大なものとなった七分積金の金穀は、明治2-3（1869-70）年の三田、高輪、麴町の教育所の運用に使われるなど、厳密に救貧目的に使用されている。一部は戊辰戦争の戦費として貸し出されているが、その後返金されている。明治5（1872）年に大蔵大輔・井上馨の内諭により、町会所・七分積金は、営繕会議所・共有金に名前を変え、橋梁建設、瓦斯灯建設などの都市基盤建設にも使用されることになった。



上記の円グラフは、共有金と名前を変えた後の用途をまとめたものである。学制発布時の東京の小学校制度の立ち上げ、養育院設立、商法講習所運営、公共墓地開拓など、大久保一翁府知事の府政の中で使用されている。馬車の普及による橋梁や道路の損傷対策、夜の東京を明るくするための街灯建設など、文明開化への渋沢の夢の実現にも利用されている。このとき渋沢は明治政府の大蔵省・改正掛長であり、井上馨の腹心の部下である。

渋沢は大蔵省退官後、明治7年からは、大久保府知事に、この共有金の運用を託されている。このことが、渋沢栄一が生涯にわたって“養育院”にこだわり続けるきっかけとなっている。

